

改正	昭和四五年 一月二〇日規則第五号	昭和四五年一二月二二日規則第八二号
	昭和四六年 六月一六日規則第五八号	昭和四七年一二月一五日規則第八二号
	昭和四九年 五月二八日規則第四六号	昭和五四年 三月三〇日規則第二八号
	昭和五五年 八月二六日規則第五九号	昭和五七年 六月二九日規則第五六号
	昭和五八年一〇月二八日規則第七二号	昭和五九年 九月二八日規則第五八号
	昭和六三年 六月二八日規則第五一号	平成 六年 三月二九日規則第一六号
	平成 七年 六月三〇日規則第四九号	平成 七年 八月一八日規則第六九号
	平成 七年 九月二九日規則第七九号	平成 八年 三月二九日規則第二三号
	平成一二年 三月三一日規則第六七号	平成一五年 四月 一日規則第八〇号
	平成一五年 五月三〇日規則第一〇四号	平成一七年 四月 一日規則第九五号
	平成一八年 三月二八日規則第二六号	平成一八年 九月三〇日規則第一〇六号
	平成二〇年 八月二九日規則第七九号	平成二三年 三月一八日規則第一一号
	平成二五年 三月二九日規則第二八号	平成二六年 三月二八日規則第四一号
	平成二六年 九月三〇日規則第七〇号	平成二七年一二月二五日規則第八九号
	平成三〇年 三月三〇日規則第三二号	令和 元年 六月二八日規則第五号
	令和 元年一二月一三日規則第二四号	令和 三年 六月二九日規則第六〇号
	令和 五年 三月三一日規則第三四号	

精神衛生法施行細則をここに公布する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則

題名改正〔昭和六三年規則五一号・平成七年四九号〕

（診察及び保護申請書）

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十二條第二項に規定する申請書の様式は、様式第一号のとおりとする。

一部改正〔昭和六三年規則五一号・平成七年四九号・二六年四一号〕

（精神科病院の管理者の届書）

第二条 法第二十六條の二の規定による届出は、様式第二号の退院申出届書により行わなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・平成一八年一〇六号〕

（通報書）

第三条 法第二十六條の三の規定による通報は、様式第三号の法第二十六條の三の規定による通報書により行わなければならない。

追加〔平成一八年規則二六号〕

（精神保健診察命令書の交付）

第四条 知事は、法第三十四條第一項若しくは第三項、第三十八條の六第一項、第三十八條の七第二項又は第四十五條の二第四項の規定により精神保健指定医（以下「指定医」という。）をして診察をさせようとするときは、様式第四号の精神保健診察命令書を当該指定医に交付するものとする。

2 保健所長又は埼玉県立精神保健福祉センター長は、法第二十七條第一項若しくは第二項、第二十九條の二第一項又は第二十九條の四第二項の規定により指定医をして診察させようとするときは、様式第四号の精神保健診察命令書を当該指定医に交付するものとする。

一部改正〔昭和四七年規則八二号・六三年五一号・平成一二年六七号・一五年八〇号・一

○四号・一八年二六号]

(措置入院に関する診断書等の提出)

第五条 指定医は、精神保健診察命令書による診察（法第三十四条第一項又は第三項の規定によるものを除く。）をしたときは、様式第五号の措置入院に関する診断書（法第三十八条の六第一項又は第三十八条の七第二項の規定による診察をした場合にあつては様式第六号の入院者診断書、法第四十五条の二第四項の規定による診察をした場合にあつては様式第七号の診断書（精神障害者保健福祉手帳用））を作成し、速やかに精神保健診察命令書を交付した知事、保健所長又は埼玉県立精神保健福祉センター長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四五年規則八二号・四七年八二号・五八年七二号・六三年五一号・平成一二年六七号・一五年一〇四号・一八年二六号〕

(診察通知書)

第六条 法第二十八条第一項に規定する通知は、様式第八号の診察通知書により行うものとする。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・六三年五一号・平成一八年二六号〕

(入院措置)

第七条 知事は、法第二十九条第一項又は第二十九条の二第一項の規定により入院措置をとるときは、当該精神障害者に対し、様式第九号の入院決定書を交付する。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・六三年五一号・平成一五年八〇号・一八年二六号〕

(転院意見書の提出)

第八条 精神科病院又は指定病院の管理者は、医療上その他やむを得ない理由により措置入院者を他の精神科病院又は指定病院に転院させることが適当であると認めるときは、様式第十号の転院意見書を知事に提出しなければならない。

一部改正〔昭和六三年規則五一号・平成一八年二六号・一〇六号〕

(入院措置の解除通知)

第九条 知事は、法第二十九条の四第一項の規定により措置入院者を退院させようとするときは、様式第十一号の入院措置解除通知書を当該措置入院者に、当該通知書の写しを当該精神科病院又は指定病院の管理者にそれぞれ送付するものとする。

一部改正〔昭和六三年規則五一号・平成一八年二六号・一〇六号〕

(措置入院者の症状消退届)

第十条 法第二十九条の五の規定による届出は、様式第十二号の措置入院者の症状消退届により行わなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・六三年五一号・平成一八年二六号〕

(費用の徴収)

第十一条 保健所長は、法第三十一条の規定により、入院に要した費用（以下「費用」という。）を措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者（直系血族及び兄弟姉妹をいう。以下同じ。）から徴収する。ただし、これらの者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けている場合は、徴収しない。

2 前項の規定による費用の徴収額は、法第二十九条第一項又は法第二十九条の二第一項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による措置入院者並びにその配偶者及び絶対的扶養義務者の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次項及び別表において「所得割」という。）の額を合算した額を基礎として別表により算定する。

3 所得割の額は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところにより算定するものとする。

一 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族（年齢十六歳未満の者に限る。以下この号において「扶養親族」という。）及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族（年齢十九歳未満の者に限る。以下この号において「特定扶養親族」という。）があると

きは、同項第十一号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第三百十四条の三第一項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除して算定する。

二 措置入院者又はその配偶者若しくは措置入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下この号において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。

4 保健所長は、前二項の規定により費用の徴収額を決定したときは、様式第十三号の措置入院費負担金決定通知書により被徴収者に通知する。

5 月の途中において入院し、又は退院したときにおけるその月の費用の徴収額は、日割計算した額とする。

一部改正〔昭和四六年規則五八号・六三年五一号・平成一八年二六号・二〇年七九号・二六年七〇号・三〇年三二号・令和元年五号・三年六〇号〕

（費用徴収額の減免）

第十二条 保健所長は、前条第一項の規定により費用を負担すべき者が災害その他やむを得ない理由によりその負担額の全部又は一部を負担することが困難と認められるときは、これを減免することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、様式第十四号の措置入院費負担金減免申請書を保健所長に提出しなければならない。

一部改正〔昭和四六年規則五八号・六三年五一号・平成一八年二六号・三〇年三二号〕

（医療保護入院者の入院届等）

第十三条 法第三十三条第七項の規定による届出は、同条第一項又は第二項の規定による措置に係るものにあつては様式第十五号の入院届により、同条第三項後段の規定による措置に係るものにあつては様式第十六号の入院届により行うものとし、同条第七項に規定する同意書の様式は様式第十七号のとおりとする。

全部改正〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号・令和五年三四号〕

（医療保護入院者の退院届）

第十四条 法第三十三条の二の規定による届出は、様式第十八号の医療保護入院者の退院届により行うものとする。

追加〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

（応急入院届）

第十五条 法第三十三条の七第五項の規定による届出は、同条第一項の規定による措置に係るものにあつては様式第十九号の応急入院届により、同条第二項後段の規定による措置に係るものにあつては様式第二十号の応急入院届により行うものとする。

全部改正〔平成一八年規則一〇六号〕、一部改正〔平成二六年規則四一号〕

（入院者の定期病状報告）

第十六条 法第三十八条の二第一項の規定による報告は様式第二十一号の措置入院者の定期病状報告書により行うものとし、同条第二項において準用する同条第一項の規定による報告は様式第二十二号の医療保護入院者の定期病状報告書により行うものとする。

追加〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

（退院命令通知書）

第十七条 知事は、法第三十八条の三第四項、第三十八条の五第五項又は第三十八条の七第二項の規定により退院させることを命ずるときは、様式第二十三号の退院命令通知書により行うものとする。

追加〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一七年九五号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

（改善命令通知書）

第十八条 知事は、法第三十八条の五第五項又は第三十八条の七第一項の規定により処遇の改善のた

めに必要な措置を採ることを命ずるときは、様式第二十四号の改善命令通知書により行うものとする。

追加〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一七年九五号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

(審査結果等通知書)

第十九条 法第三十八条の五第六項の規定による通知は、様式第二十五号の審査結果等通知書により行うものとする。

追加〔昭和六三年規則五一号〕、一部改正〔平成七年規則七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

(無断退去者探索依頼書等)

第二十条 法第三十九条第一項の規定による探索の依頼に係る通知は、様式第二十五号の二の無断退去者探索依頼書により行うものとする。

2 精神科病院の管理者は、法第三十九条第一項の規定による措置を採ったときは、速やかに様式第二十六号の無断退去報告書により知事にその旨を報告しなければならない。

3 精神科病院の管理者は、無断退去者が帰院したときは、速やかに様式第二十七号の帰院報告書によりその旨を知事に報告しなければならない。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・六三年五一号・平成七年七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号・三〇年三二号〕

(仮退院の許可申請等)

第二十一条 法第四十条の規定による許可の申請は、様式第二十八号の仮退院許可申請書により行わなければならない。

2 前項の申請に対する許可は、様式第二十九号の仮退院許可書により行うものとする。

3 精神科病院又は指定病院の管理者は、仮退院中の精神障害者が、入院治療の必要が生じ再入院したときは、直ちに様式第三十号の再入院届書によりその旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔昭和五八年規則七二号・六三年五一号・平成七年七九号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号〕

(精神障害者保健福祉手帳の申請等)

第二十二条 次に掲げる申請は、様式第三十一号の申請書により行わなければならない。

一 法第四十五条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付の申請

二 法第四十五条第四項の政令で定める精神障害の状態にあることについての認定の申請

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号。以下「令」という。)第九条第一項の規定による障害等級の変更の申請

2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)第二十三条第一号に規定する診断書の様式は、様式第七号のとおりとする。

3 法第四十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第三十二号の通知書により行うものとする。

4 法第四十五条第二項の規定により交付する精神障害者保健福祉手帳の様式は、様式第三十三号のとおりとする。

追加〔平成七年規則七九号〕、一部改正〔平成一二年規則六七号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号・令和元年五号〕

(精神障害者保健福祉手帳の返還命令通知書)

第二十三条 法第四十五条の二第三項の規定により精神障害者保健福祉手帳の返還を命ずるときは、様式第三十四号の精神障害者保健福祉手帳返還命令通知書により行うものとする。

追加〔平成一二年規則六七号〕、一部改正〔平成一八年規則二六号・一〇六号・二六年四一号・令和元年五号〕

(住所等の変更の届出)

第二十四条 令第七条第二項又は第四項の規定による届出は、様式第三十五号の届出書により行わなければならない。

追加〔平成七年規則七九号〕、一部改正〔平成一二年規則六七号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号・令和元年五号〕

(精神障害者保健福祉手帳の再交付申請)

第二十五条 令第十条第一項の規定による精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請は、様式第三十六号の申請書により行わなければならない。

追加〔平成七年規則七九号〕、一部改正〔平成一二年規則六七号・一八年二六号・一〇六号・二六年四一号・令和元年五号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 精神衛生法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第三号）は、廃止する。
- 3 この規則の施行前に前項の規則の規定によりなされた申請その他の行為は、この規則の各相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和四十五年一月二十日規則第五号）

この規則は、昭和四十五年二月一日から施行する。

附 則（昭和四十五年十二月二十二日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十六年六月十六日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十七年十二月十五日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四十九年五月二十八日規則第四十六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年五月一日から適用する。

附 則（昭和五十四年三月三十日規則第二十八号）

この規則は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十五年八月二十六日規則第五十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（昭和五十五年七月一日現在入院者に係る経過措置）
- 2 昭和五十五年七月一日現在入院している者であつて、その者に係る昭和五十四年分の所得税額の合計額が九十二万九千四百円以上であるものに係る昭和五十五年七月診療分以降の費用の徴収額については、改正後の別表の規定を適用する。
- 3 昭和五十五年七月一日現在入院し、同日以後引き続き入院している者であつて、その者に係る昭和五十四年分（昭和五十六年三月診療分の費用の徴収額にあつては、昭和五十五年分）の所得税額の合計額が九十二万九千四百円未満であるものに係る昭和五十六年三月診療分までの費用の徴収額については、なお従前の例による。

（昭和五十五年七月二日以後入院者に係る経過措置）

- 4 昭和五十五年七月二日以後に入院した者については、同年九月診療分の費用の徴収額から改正後の別表の規定を適用し、同年七月及び八月診療分の費用の徴収額については、なお従前の例による。
- 5 昭和五十五年七月二日以後に入院した者であつて、その者に係る改正後の別表の規定による費用の徴収額が改正前の別表の規定による費用の徴収額を下回ることとなるものに係る同年七月及び八月診療分の費用の徴収額については、前項の規定にかかわらず、改正後の別表の規定を適用する。

附 則（昭和五十七年六月二十九日規則第五十六号）

- 1 この規則は、昭和五十七年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日に入院し、同日以後引き続き入院している者に係る昭和五十八年三月三十一日までの入院に要した費用の徴収額については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年十月二十八日規則第七十二号）

- 1 この規則は、昭和五十八年十一月一日から施行する。
- 2 改正前の精神衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和五十九年九月二十八日規則第五十八号）

- 1 この規則は、昭和五十九年十月一日から施行する。
- 2 改正前の精神衛生法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（昭和六十三年六月二十八日規則第五十一号）

この規則は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附 則（平成六年三月二十九日規則第十六号）

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 改正前の精神保健法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成七年六月三十日規則第四十九号）

この規則は、平成七年七月一日から施行する。

附 則（平成七年八月十八日規則第六十九号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、平成七年七月一日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

附 則（平成七年九月二十九日規則第七十九号）

この規則は、平成七年十月一日から施行する。

附 則（平成八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日規則第六十七号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十五年四月一日規則第八十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十五年五月三十日規則第四百号）

- 1 この規則は、平成十五年七月一日から施行する。ただし、様式第五号の二及び様式第十四号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年四月一日規則第九十五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月二十八日規則第二十六号）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五条第一項第二号の改正規定及び同条第三項の改正規定（「様式第三十四号」を「様式第三十一号」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。

- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年九月三十日規則第六号）

- 1 この規則は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第二条の見出し、第八条及び第九条の改正規定並びに第二十条及び第二十一条第三項の改正規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める部分は、同年十二月二十三日から施行する。

- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十年八月二十九日規則第七十九号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

- 3 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十三年三月十八日規則第十一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十九日規則第二十八号）

1 この規則は平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年三月二十八日規則第四十一号）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第七十号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十七年十二月二十五日規則第八十九号）

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十二号）

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、様式第五号、様式第六号及び様式第二十一号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年六月二十八日規則第五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和元年五月三十一日（この項及び次項において「基準日」という。）から引き続き入院している者（基準日に入院中の者であって、基準日の翌日からこの規則の施行の日前までの間に退院した者を含む。次項において単に「入院中の者」という。）であって、改正後の第十一条の規定により費用を徴収されることとなるものについては、改正前の第十一条の規定に基づき当該費用の徴収額を算定するものとする。

3 前項の規定は、入院中の者であって、次の各号に掲げるものについては、適用しない。

一 基準日以前において、改正前の第十一条の規定により基準日の属する入院に係る費用を徴収された者

二 改正後の第十一条の規定により費用を徴収された者

4 この規則の施行の際現に交付されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第四十八号）第二条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十一号。次項において「改正前の省令」という。）に定める様式による精神障害者保健福祉手帳は、この規則による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式によるものとみなす。

5 改正前の省令に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

6 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和元年十二月十三日規則第二十四号）

1 この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和三年六月二十九日規則第六十号）

1 この規則は、令和三年七月一日から施行する。ただし、様式第一号から様式第三号まで、様式第七号、様式第十号、様式第十二号、様式第十四号から様式第二十二号まで、様式第二十五号の二か

ら様式第二十八号まで、様式第三十号、様式第三十一号、様式第三十五号及び様式第三十六号の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第十一条の規定は、この規則の施行の日以後の費用の徴収額から適用し、同日前の費用の徴収額については、なお従前の例による。

3 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和五年三月三十一日規則第三十四号）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第十一条関係）

所得割の額の合算額（年額）	費用の徴収額（月額）
五十六万四千円以下の金額	〇円
五十六万四千円を超える金額	二万円。ただし、費用の額から法第三十条の二に規定する法律の規定により医療に関する給付を受けることができる額を控除して得た額が二万円に満たない場合は、その額

全部改正〔平成七年規則六九号〕、一部改正〔平成一八年規則二六号・二〇年七九号・令和元年五号〕